

2025年12月14日改正

平成27年12月23日改正

平成24年6月3日改正

平成17年12月18日改正

平成16年12月19日改正

平成11年8月19日制定

日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程

(目的)

第1条 この規程は、本学会機関誌規程第5条および本学会機関誌委員会規程（平成16年12月19日制定）（以下、委員会規程と呼ぶ）第9条の規定に基づき本学会機関誌『地域学研究(Studies in Regional Science)』への論文および提言（以下、学術論文等）の投稿の手続きおよびこれらの投稿された学術論文等の『地域学研究』への掲載の可否を決定するための手続きと審査規準等について定める。

(ジャンル)

第2条 『地域学研究』へ掲載される学術論文等は、委員会規程に定める機関誌編集委員会（以下、委員会）の議を経て次の各号の何れかのジャンルに分類される。

一 研究論文

二 提言

2 第1項の各分類は、査読のための便宜的な分類であり、これらの分類にかかわらず何れの論文も「査読付き学術論文」である。

(学術論文等投稿の受理)

第3条 『地域学研究』への掲載の可否の検討対象となる学術論文等は、次の各号の何れかに該当するものでなければならない。

一 会員、非会員を問わず『地域学研究』のみに掲載することを前提に編集委員会宛投稿され、受理された学術論文等（以下、投稿論文等）

二 年次大会において報告され、当日の当該報告会場の座長による5段階評価において概ね3以上の評価を受けた研究であり、委員会において「投稿を勧め、提出された原稿にもとづき掲載の可否を検討する」ことを議決され、かつ前条の規定に基づき委員会が指定するジャンルでその最終原稿が提出期限までに提出された学術論文等（以下、報告論文等）

2 前項第一号に規定する投稿論文等の受理は隨時行う。

(査読審査)

第4条 『地域学研究』に掲載される学術論文等は、査読審査を合格し、委員会においてその掲載の可を議決されたものでなければならない。

(査読審査手順等)

第5条 投稿論文等および報告論文等（以下、候補論文等）の査読審査は、次の各号に規定する手順により行う。

一 委員会規程第3条第一号に規定する編集委員長（以下、委員長）は、同規程第5条第1項の規定に基づき、当該候補論文等の分野を考慮して2名の査読者（匿名）を指名し、委員長は当該査読者に査読審査を委嘱する。

二 各査読者は、あらかじめ定められた様式に従い総合意見と個別意見を述べ、4段階評価を行う。

三 委員会は、各査読者の4段階評価と総合意見を勘案し、掲載の可（評価が概ね3以上であることが必要）、再審査または掲載否を議決し、あわせて投稿論文等にあっては第2条の規定に基づき当該投稿論文等のジャンルを議決する。

四 委員長は、前号の規定に基づき再審査と議決されかつ2名の査読者の評価が掲載可と掲載否に分かれている候補論文等については第3番目の査読者を指名する。

五 再審査と議決された候補論文にあっては、著者に対して各査読者の個別意見等を抜粋して示し、これに従った改定またはこれへの反論を求め、あわせて候補論文等の原稿の再提出を求める。

六 委員長は、原稿が再提出された候補論文等に基づき、あらかじめ定められた様式に従いすでに指名されているすべての査読者に対して再査読審査を（再）委嘱する。

七 再査読者（第3番目に指名され、委嘱された査読者を含む）は、総合意見と個別意見を述べ、既に個別意見を述べた再査読者にあっては改定の程度等についても3段階評価を行い、総合的に掲載の可否を判定する。

八 委員会は、再査読結果に基づき、掲載の可（2名以上の査読者が、掲載可の判定をしていることが必要）、再々審査または掲載否（2名以上の査読者が掲載否の判定をしている場合）を議決する。

九 再々審査と議決された候補論文等にあっては、上記第五号から第八号のプロセスを準用する。

2 委員会規程第2条第1項第二号に規定する依頼原稿の閲読については、第1項の規定中、「査読」を「閲読」と読み替えてこれを準用する。

3 委員会規程第5条第3項および第4項の規定に基づき担当編集委員によって査読者あるいは閲読者が指名されている場合の査読の手順については、前2項の規定中「委員長」を「担当編集委員」と読み替えてこれを準用する。

(委員長提案)

第6条 前条に規定する審査手順によって相当の期間内に候補論文等の掲載の可否を議決できない場合には、委員長は当該候補論文等の掲載の可否を判定して委員会に提案し、その議決を得る。
2 前条第2項の規定が準用されている場合には、前項の規定中「候補論文等」を「依頼原稿」と読み替えてこれを準用する。

(執筆要綱等)

第7条 投稿論文等および発表論文等の原稿の書式等およびその投稿ないし提出方法等については、本学会理事会の議を経て別に定める。

(著作権)

第8条 『地域学研究』に掲載された記事についての著作権（著作財産権、Copyright）は、本学会に帰属する。

(準用規定)

第9条 委員会がその企画、編集、審査、出版等の業務を管掌する出版物への学術論文等の投稿の手続きおよびこれらの投稿された学術論文等の当該出版物への掲載の可否を決定するための手続きと審査規準等については、第2条から第7条までの規定を準用する。

(改正)

第10条 この規程は、本学会理事会の議決を経て改正することができる。

附則（平成11年8月19日制定）

(施行)

第1条 この規程は、制定の日から施行する。

附則（平成16年12月19日改正）

(施行)

第1条 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

第2条 この規程の施行と同時に、日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程（平成11年

8月19日制定)は廃止する。

附則 (平成17年12月18日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。

附則 (平成24年6月3日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。

附則 (平成27年12月23日改正)

第1条 改正後の規程第2条の適用は、J-STAGE オンライン投稿審査システム (J-STAGE Online Submission and Review System powered by Editorial Manager / Scholar One Manuscripts) 内のシステム変更が完了した段階で、本規程を施行する細則により行う。

第2条 この規程の制定にかかわらず、この規程の制定前における規程第2条第一号の研究論文、第二号の研究ノートおよび第三号の事例研究の各ジャンルは査読のための便宜的な分類であり、これらの査読のジャンルにかかわらず何れの論文も「査読付き学術論文」である。

附則 (令和7年12月14日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。